

平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子2名）について、避難準備を開始した平成24年1月分から平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償されたほか、自主的避難に伴って申立人父が経営していた飲食店を閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前3年間の売上の平均値を基に算定した6か月分の貢献利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（一時立入）
- (3) 避難費用（住居費）
- (4) 避難費用（引越し費用）
- (5) 避難費用（物件探し費用）
- (6) 避難費用（家財道具購入費用）
- (7) 避難費用（転校費用等）
- (8) 営業損害
- (9) 避難雑費
- (10) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) 上記1(1)～(8)につき、
平成24年1月1日～平成27年3月末日
- (2) 上記1(9)につき、平成24年4月1日～平成27年3月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、6,487,156円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

(1) 避難費用 (避難交通費)	110,400円
(2) 避難費用 (一時立入)	147,200円
(3) 避難費用 (住居費)	1,536,800円
(4) 避難費用 (引越し費用)	1,031,610円
(5) 避難費用 (物件探し費用)	220,800円
(6) 避難費用 (家財道具購入費用)	150,000円
(7) 避難費用 (転校費用等)	161,400円
(8) 営業損害	1,500,000円
(9) 避難雑費	1,440,000円
(10) 本件和解仲介に関する弁護士費用	188,946円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年10月12日

(仲介委員 鋸竹 昌利)